

瀬戸市立図書館ネーミングライツパートナー募集要項（施設特定型）

1 目的

瀬戸市（以下「市」という。）では、瀬戸市立図書館について、ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

ネーミングライツとは、公共施設等に企業名や商品名等を冠した名称（以下「愛称」という。）を付与する権利（命名権）です。市がパートナーに命名権を付与し、パートナーからその対価を得て当該施設の運営や維持管理に要する費用等に充てます。

本要項は、瀬戸市ネーミングライツ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第9条に基づき、要綱第4条第1項に定める施設特定型の募集について、必要な事項を定めることを目的とします。

2 募集対象施設

対象施設の概要は、以下のとおりです。

名称	瀬戸市立図書館
所在地	瀬戸市東松山町1番地の2
敷地面積	4,222.55㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造、2階建
延床面積	1,579.1㎡
年間利用者数	260,477人（令和5年度、総入館者数）
年間貸出冊数	593,362冊（令和5年度、地域図書館等含む）

3 募集条件

(1) ネーミングライツ料

年額 220万円以上（消費税額及び地方消費税額を含む）

なお、契約期間の開始が年度途中となる場合、その年度のネーミングライツ料については月割計算（1円未満切り捨て）によるものとします。

(2) 契約期間

3年以上

事業者との協議により決定します。

(3) 愛称の条件

ア パートナーは、瀬戸市立図書館の愛称として、法人名、商品（ブランド）名等を付けることができます。募集する名称は施設の「愛称」であり、条例で定められた名称を変更するものではありません。また、愛称の使用開始から一定の期間は、条例上の施設名称と愛称を併記する場合があります。

イ 愛称は、瀬戸市立図書館に相応しいものとして、呼びやすさ、親しみやすさ

を重視し付けてください。要綱第8条に該当する場合は、愛称とすることはできません。

(4) 愛称掲示場所及びの費用負担等

ア 愛称が掲示される看板等について

(ア) 看板等の変更範囲については、市及び関係機関との協議の上決定します。

(イ) 新規に看板を設置する場合は、パートナーからの要請を受けて市及び関係機関で協議することとします。

(ウ) 変更可能な道路案内標識は、原則として市が管理している物とします。

(エ) 市以外の者が管理する道路案内標識において変更の希望がある場合は、市から管理者に標記変更の旨を連絡しますが、変更の可否については管理者の判断となります。

イ 印刷物等の掲載について

(ア) 市が作成するパンフレット等の印刷物に掲載する施設名は、原則として愛称を使用しますが、正式名称と併記する場合があります。

(イ) 民間事業者が発行する地図、観光ガイドブック等については、愛称ではなく従来の名称で記載される場合があります。

ウ 看板及び印刷物等における費用等の負担

(ア) 看板等の新規設置及び変更に係る費用及び作業については、ネーミングライツ料とは別にパートナーの負担とします。

(イ) パートナーからの希望により新規に設置した看板の維持管理は、パートナーの負担とします。

(ウ) 市が作成するパンフレット等の印刷物に係る費用及びホームページの表示変更に伴う経費は、市が負担します。

(エ) 市が作成した既存の印刷物等の表示については訂正せず、在庫分はそのまま使用する場合があります。

(オ) 契約終了後の原状回復に要する費用は、ネーミングライツ料とは別にパートナーの負担とします。

(カ) 上記のほか、愛称への変更に要する作業及び費用についてはパートナーの負担とします。

4 応募資格

次の要件の全てを満たす必要があります。

- (1) 1年以上継続して事業を営んでいる企業又は団体であること。
- (2) 要綱第7条の規定に該当すること。

5 応募方法

本市ホームページからネーミングライツ申込書（第1号様式）をダウンロード

し、要綱第10条に基づき次の書類を添えて、提出してください。

なお、応募書類の作成に要する経費は応募者負担とし、提出された応募書類は返却しません。

(1) 応募書類

- ア ネーミングライツ事業申込みに係る誓約書（第2号様式）
- イ 応募しようとする事業者等が行っている事業の概要が記載された資料
- ウ 社会貢献の実績を記載した書類
- エ 登記事項証明書（提出時に発行から3か月以内のもの）
- オ 直近1年分の決算報告書
- カ 法人税、法人事業税、法人市県民税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(2) 提出部数

1部ご提出ください。

(3) 提出方法

電子メール、持参又は郵送

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）まで [必着]
ただし、持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までとします。

イ 提出場所

愛知県瀬戸市東松山町1番地の2

瀬戸市立図書館

電話番号：0561-82-2262(直通)

電子メール：toshokan@city.seto.lg.jp

(5) 質問の受付

募集に関する質問及び回答は次のとおりとします。

ア 受付期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月26日（火）まで

イ 提出場所

(4)に同じ

ウ 提出方法

質問票(別添様式)を電子メールによりご提出ください。

未到達防止のため、送信後に電話連絡をお願いします。

電子メール：toshokan@city.seto.lg.jp

エ 回答方法

ホームページにて公開するとともに、質問者には個別に電子メールにて回答します。

6 パートナーのメリット

- (1) 企業の広告宣伝ができます。
 - ア 看板、印刷物、ホームページ、パンフレット等で愛称を表示できます。
 - イ ネーミングライツパートナーであることを自社の管理する媒体で表示することができます。
- (2) 地域貢献による企業イメージの向上を図ることができます。
- (3) 契約更新に際しては、優先交渉権（契約期間満了後、パートナーが継続して契約する意向がある場合、他者に優先して本市と交渉することができる権利）があります。
- (4) 施設等の本来の用途又は目的を妨げない範囲において、愛称の広報、商品の販売促進・広告スペースの設置等の希望する特典を提案することができます。
なお、内容については協議のうえ決定します。

7 選定方法

(1) 契約候補者の選定方法

申請期間締切後、応募事業者等から提案された愛称、ネーミングライツ料、愛称の使用期間、社会貢献実績、提案事項等を総合的に審査し、契約候補者を選定します。

応募者が1者のみの場合もパートナーとして相応しいかどうか審査します。ただし、審査の結果、応募資格を満たさない等の理由で、契約候補者を選定しない場合があります。

(2) 審査方法

次の(3)で示す審査基準に沿って審査を行い、各審査委員の点数を合算し、配点合計の6割以上の得点となった応募者を契約候補者として選定します。ただし、「②ネーミングライツ料」、「③愛称の使用期間」、「④経営状況」の得点が0点となった場合又は「①愛称名」及び「⑤応募の動機」から「⑧パートナーメリット」までの得点の合計が配点の合計（60点）の2分の1に満たない場合は、総合計の得点にかかわらず不採用とします。

(3) 審査基準

審査項目	配点	審査内容等
①愛称名	20	愛称の親しみやすさ・呼びやすさ・分かりやすさ・施設の管理運営に支障が生じないか等を考慮して総合的に評価する。
②ネーミングライツ料	20	提案金額（年額）が募集条件の価格を下回る場合は、0点とする。
③愛称の使用期間	10	提案期間（年数）が3年未満の場合は、得点を0点とする。

④経営状況	10	財務状況の健全性、企業活動の安定性を考慮して総合的に評価する。
⑤応募の動機	10	ネーミングライツの目的に合致しているかを考慮して総合的に評価する。
⑥企業理念	10	施設の特性と応募者の企業理念、事業内容等が合致しているかを考慮して総合的に評価する。
⑦社会貢献等	10	本社・事業所の所在地やこれまでの社会貢献に対する姿勢・実績、今後への期待等を考慮して総合的に評価する。
⑧パートナーメリット	10	希望するパートナーメリットが、施設等の本来の用途又は目的を妨げない範囲に合致しているかを考慮して総合的に評価する。

(4) 失格とする提案

上記(2)及び(3)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになったとき。

イ 応募様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。

ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

申請書等の提出期間に所定の書類が提出されなかったとき。

エ その他不正な行為があったとき。

(5) パートナーの決定

審査による契約候補者の選定結果を踏まえ、市がパートナーを決定します。

(6) 決定の通知

パートナーが決定した際は、要綱第12条に基づき、応募者に通知します。

8 契約

審査において決定した契約候補者と契約締結に向けた協議を行い、協議が整ったときは速やかに契約を締結し、整わなかったときは、契約候補者との協議を終了したうえで、改めて募集を行います。なお、契約締結後には愛称名、パートナー名、契約金額等の公表を行います。

9 ネーミングライツ料の支払

ネーミングライツ料は、愛称を使用する期間の最初の年度分については愛称を使用する期間の始期までに、次年度分以降については、その年度分をその年度の5月末日までにお支払ください。

10 その他

(1) 愛称使用の禁止について

愛称の使用が禁じられているイベント等の開催期間においては、イベント主催者等からの要請を受けて、愛称ではなく条例に基づく正式名称を使用する場合があります。

(2) ロゴなどのデザインについて

愛称を標示する文字の配置や書体及びマーク、キャラクター等（以下「ロゴ等」）について提案がある場合については、図面を提出してください。

パートナーの提案により愛称の標示にロゴ等を使用する場合又はパートナーが新規に看板等を設置する場合については、条例等の関係法令に抵触しないか、パートナーが確認してください。

(3) 愛称に関する知的財産権を取得する場合

ア 愛称の標示のロゴ等を商標登録する場合は、パートナーの商標として登録することになります。

イ 市はロゴ等が無償で使用できることとします。商品のパッケージ等に第三者が使用する場合の条件については、パートナーと当該第三者が個別に協議してください。

ウ 第三者の知的財産権を侵害しないか、パートナーの責任で確認してください。

(4) 愛称を付与した施設で発生した災害、事故等により、パートナーのイメージダウンを伴う可能性があります。市は一切責任を負いません。

(5) この要項に定めのない事項については、別途協議するものとします。

<担当>

愛知県瀬戸市東松山町1番地の2

瀬戸市立図書館

電話番号：0561-82-2262(直通)

電子メール：toshokan@city.seto.lg.jp